

【民暴介入暴力対策富山大会～入口暴排～】



令和5年7月21日、富山県富山市において、民事介入暴力対策富山大会が開催されました。

午前には、「入口暴排～反社会的勢力への加入防止に向けて～」というテーマで、弁護士を中心として、会場参加、オンライン参加も含め多数が参加しました。

反社会的勢力は、暴力団、半グレ、特殊詐欺集団、闇バイトなど現代社会においてますます多様化し、SNSなどネットを悪用して、潜在化しています。そのため、一部の青少年が反社会的勢力と関わり、加入することに対する心理的抵抗が低くなってしまっているように思えます。

従って、青少年が反社会的勢力に加入することを防止することの重要性を極めて大きいと考え、このテーマが取り上げられたようです。

まず、暴力団構成員及び準構成員の人数は、年々減少傾向にあること、その年齢層の割合から高齢化が進んでいることが、明らかになっており、暴力団が構成員の高年齢化の問題に直面している現状あります。

しかし、依然として、暴力団に加入する若者は存在します。

その加入要因を、家庭的背景、親との関係、学校での生活、職歴、非行歴などから分析すると、社会的要因と個人的要因は次の10要因であるという考え方があります（廣末登『若者はなぜヤクザになったのか 暴力団加入要因の研究』ハーベスト社（平成26年））。

社会的要因としては、①機能不全家庭、②学校内の教師を評価主体とする学校文化における否定的評価、③学校内生徒文化における肯定的評価や支持、④非行集団による地位の付与、⑤近隣地域における暴力団組織の存在があります。

個人的要因としては、①学業成績不振、②教育的アチーブメントが低い、③非行集団加入歴が見られる、④初発型非行傾向が見られる、⑤帰属集団内において地位への執着が見

られる、といったものとなっています。

これらの各要因はそれ自体単体で加入せしめるものではありませんが、それぞれが密接に相関しながら、暴力団加入へと導いていきます。

そして、この要因の始点は社会的要因であり、子供は生まれてくる家庭を選べないため、ある意味運命的な要因とも言えます。

入口暴排のための規制や対策としては、暴対法等の法令等による規制、非行少年等の更生に携わっていく機関・団体等の活動、暴排教育等が挙げられます。

加入要因の始点が社会的要因であり、生まれてくる家庭は選べないのは確かですが、その後の生き方の選択については、暴排教育や更生に携わる機関の活動により、暴力団に加入しない選択をして欲しいと心より思っております。

寄稿者

〒330-0843

さいたま市大宮区吉敷町 1-92-3

至誠堂ビル5階

サライ法律事務所 ☎048-650-2700

埼玉弁護士会民事介入暴力対策委員会

弁護士 根岸 正道

この原稿は、公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターが賛助会員に配信しているメールマガジン「埼玉県暴追センター通信No.176」から転記したものです。